参考資料２

◎立山町地域公共交通利便増進実施計画（素案）　概要版

１．地域公共交通利便増進実施計画とは

（１）地域公共交通利便増進実施計画とは

・地域公共交通計画に基づいた地域公共交通ネットワークの再編や運賃・ダイヤの改善など、利用者の利便増進に資する取組（利便増進事業）を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業を実施するための計画

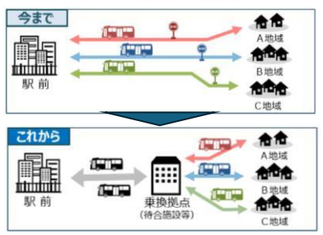
（２）利便増進事業の分類

イ．特定の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備のために行う事業
- ①　旅客鉄軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更
- ②　他の種類の旅客運送業への転換
- ③　自家用有償旅客運送の導入、路線若しくは運送の区域の変更

ロ．利用しやすい運賃又は運行時刻の設定などの運送条件の改善を図る事業
- ①　運賃又は料金の設定
- ②　運行回数又は運行時刻の設定
- ③　共通乗車船券の発行

ハ．イ～ロに掲げる事業と併せて行う事業
- ①　乗り継ぎ円滑化のための運行計画の改善
- ②　交通結節施設における乗降場の改善
- ③　乗り継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④　ＩＣカード又は二次元コードの導入等
- ⑤　新たな車両又は自動車の購入
- ⑥　経営の改善に関する措置
- ⑦　その他地域公共交通の利用を円滑化するための措置

■事業のイメージ（一例）
○路線等の編成の変更



（３）地域公共交通利便増進実施計画策定の流れと計画作成のメリット

地方公共団体が関係者と協議し、地域公共交通計画に地域公共交通利便増進実施計画を位置づける。

▼

地方公共団体が、事業実施する事業者の同意を得た上で、地域公共交通利便増進実施計画を作成する。

▼

国土交通大臣の認定を受けることで、国庫補助金の上限引き上げや補助率の嵩上げ等を受けることができる。

計画策定により、次のようなメリットがあります。

●地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助に係る補助上限の引き上げ

⇒一定の条件を満たす町営バス（ＡＩオンデマンド交通を含む）の運行経費に充当

●地域公共交通利便増進実施計画に基づいて実施される利用促進に係る事業のうち、対象となる事業への補助

⇒公共交通マップや総合時刻表の作成に要する経費
割引運賃設定・企画切符発行等に要する経費
モビリティマネジメントの実施に要する経費　等

（４）地域公共交通利便増進実施計画に定める内容

当該計画に記載することが法令で定められている項目を以下に示す。

- ①　実施区域
- ②　事業の内容
- ③　地方公共団体による支援の内容（地方公共団体の負担額）
- ④　実施予定期間
- ⑤　事業実施により見込まれる効果
- ⑥　利便増進措置の実施主体
- ⑦　利便増進措置実施に必要な資金の額・調達方法

必須項目

- ⑧　地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ⑨　地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- ⑩　その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

該当する場合のみ記載する項目

２．立山町の地域公共交通利便増進実施計画

（１）事業概要

■目的

立山町では、公共交通の利用者減少や公共交通に関する財政負担の増加、交通事業者の厳しい事業環境の顕在化等を踏まえ、日常生活の足として重要な役割を担う町営バスの運行体系の見直しをはじめ、町民のニーズに即した、持続性・利便性の高い運行体系の構築が求められている。

こうしたことから、令和７年度に策定した「立山町地域公共交通計画」に掲げる「ヒト・マチ・アシタが、動く、重なる。“ちょうどいい”たてやま型公共交通の実現」に向けて、多様な手段による効果的・効率的な公共交通ネットワークの再構築により、町民の移動に対する利便増進を図るため、具体的な地域公共交通利便増進事業（以下、利便増進事業という）を位置づける「立山町地域公共交通利便増進実施計画（以下、本計画という）」の策定を目的とする。

■計画期間

令和９年度（2027 年度）～令和 12 年度（2030 年度）
⇒地域公共交通計画における計画期間と整合を図る。

■対象区域

立山町全域

（２）実施事業の内容

地域公共交通計画での施策のうち、以下の事業を本計画に位置づけることを検討している。

■利便増進事業

①町営バスの再編

○ＡＩオンデマンド交通の導入

定時定路線６路線のうち、芦峅寺線を除く５路線を対象にＡＩオンデマンド交通を導入。導入にあたり、令和８年 10 月より実証運行を実施し、その結果をもとに令和９年４月から本格運行を開始

○既存路線の変更

ＡＩオンデマンド交通の導入に伴い、当該交通手段だけでは補えきれない時間帯については、定時定路線を現行どおり運行

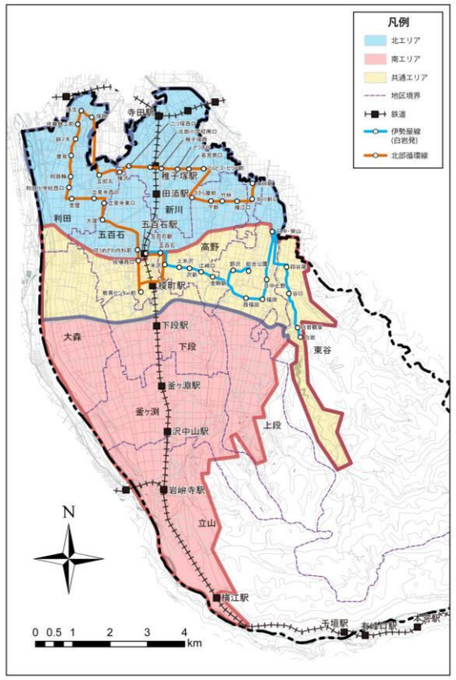
②時刻表、路線マップ等の改善

町内全域の公共交通を掲載する統一的な時刻表の作成や運行情報の提供、視認性の高い路線マップの作成等

■関連事業

①学校や職場、ライフイベント等と連携した公共交通の利用促進

将来的に交通需要が生まれる児童・生徒を対象に、社会科等の授業や校外学習などの機会を捉えた交通リテラシーを育む取組や、交通事業者等と連携した職業体験等の実施



町営バス再編のイメージ

（３）本計画における目次構成

主な検討の流れ

STEP 1 計画の目的と基本的な条件を確認する

STEP 2 目指す姿と計画の全体像を整理する

STEP 3 実施する取組と役割分担を決める

STEP 4 取組の時期と必要な費用を整理する

STEP 5 取組による効果と確認方法を整理する

STEP 6 支援内容と取組を進める体制を整理する

目次構成	法令上の記載内容
第１章 計画概要	①④
1-1 計画の目的と位置づけ	–
1-2 計画の期間と実施区域	①④
第２章 基本的な考え方	–
2-1 計画の方針	–
2-2 利便増進事業	–
第３章 実施事業の内容	②⑤⑥⑦⑧
3-1 事業の内容・実施主体	②⑥⑧
3-2 事業に必要な資金の額・調達方法	⑦
3-3 事業の効果	⑤
第４章 地方公共団体による支援の内容	③

※表中の番号は、上記１（４）【法令で記載が必要な内容】の項目と各章との対応を示しています。

3．立山町地域公共交通計画との対応関係

立山町地域公共交通計画で位置づけた施策のうち、本計画で利便増進事業として位置づけるものを、以下に示す。

立山町地域公共交通計画での位置づけ			利便増進事業に位置づけるもの		
基本方針	施策項目	施　策	実施事業	利便増進事業	利便増進事業の分類 （法的な位置づけ）
基本方針１ 「暮らし」や「交流」を支える公共交通	(1)実態に即した利用者の利便性確保	1-1　域間交通（地鉄電車、地鉄バス 五百石線）の維持	－	－	－
		1-2　実態に合わせた町営バスネットワークの再編	**●町営バスの再編（ＡＩオンデマンド交通の導入、既存路線の変更）**	○	イ③（自家用有償旅客運送） ロ②（運行回数・時刻の設定）
			－	－	ハ①（乗継の円滑化）
		1-3　町の公共交通全体の運賃体系の見直し	－	－	ロ①（運賃・料金の設定）
		1-4　共通パスの導入	－	－	ロ③（共通乗車船券の発行）
		1-5　定期券の改善	－	－	ロ①（運賃・料金の設定）
		1-6　時刻表、路線マップ等の改善	**●時刻表、路線マップ等の改善**	○	ハ③（乗継に関する情報提供）
	(2)利用者の快適性の向上	1-7　駅施設、駅付帯施設の保全・改修	－	－	ハ②（乗降場の改善）
		1-8　バス停の快適性の向上	－	－	ハ②（乗降場の改善）
		1-9　車両の導入及び快適性の向上	－	－	ハ⑤（車両の購入）
		1-10　車内における地域コミュニティの醸成	－	－	－
基本方針２ 「効率的」「持続的」に運営される公共交通	(1)既存交通の改善と新たな交通の検討	2-1　公共交通サービスの最適化	－	－	－
		2-2　他分野と連携した運行方法の検討	－	－	ハ⑥（経営の改善）
		2-3　新たな交通モード導入による効率化	**●町営バスの再編（ＡＩオンデマンド交通の導入）（再掲）**	○	イ③（自家用有償旅客運送） ロ②（運行回数・時刻の設定）
	(2)ドライバー確保に向けた支援	2-4　人材の雇用・育成等に関する支援策等の検討	－	－	－
		2-5　労働環境整備への支援策等の検討	－	－	－
		2-6　地域におけるドライバー（担い手）確保の取組への支援	－	－	－
	(3)交通事業者の経営環境の改善	2-7　業務効率化に向けた交通ＤＸの促進	－	－	－
		2-8　電子決済の対応支援	－	－	ハ④（料金支払等の円滑化）
		2-9　事業収入の拡大に向けた取組の促進	－	－	－
		2-10　収支改善に向けた取組の促進	－	－	－
基本方針３ 「まちづくり」とともに活性化する公共交通	(1)駅周辺まちづくりの推進	3-1　生活を豊かにする駅機能の拡充	－	－	－
		3-2　駅周辺におけるアクセス性の向上	－	－	－
	(2)観光まちづくりの推進	3-3　観光２次交通の導入促進	－	－	－
		3-4　観光分野における公共交通ＰＲ促進	－	－	－
		3-5　立山黒部アルペンルートとの連携強化	－	－	－
基本方針４ 「わたしたち」が育てる公共交通	(1)町民等の「利用者」としての参画の推進	4-1　交通リテラシー教育による利用促進	**●学校や職場、ライフイベント等と連携した公共交通の利用促進**	関連事業	－
		4-2　利用するきっかけ（インセンティブ）の創出	－	－	－
		4-3　情報発信の充実	－	－	－
	(2)町民や企業等の「支え手」としての参画の推進	4-4　交通事業に対する資金面での共創	－	－	－
		4-5　交通事業に対する運営での参画	－	－	－